

## 記者発表資料

永田クラブ  
経済研究会  
国土交通記者会 へ貼り出し



平成27年4月17日  
内閣府（防災担当）

### 地区防災計画のモデル地区募集について

災害対策においては東日本大震災の教訓を踏まえ、行政による公助のみならず、地域の住民や多様な主体の自助・共助の精神に基づく防災活動が極めて大切であります。このような取組を一層促進する観点から、住民等による防災訓練や物資等の備蓄、災害時の住民等の助け合いなどのコミュニティレベルでの防災活動の促進を内容とする地区防災計画制度を創設しました。

同制度を普及させるため、平成26年度は、地区防災計画の作成や防災訓練等を行うモデル地区を選定し、それらの取組を支援する事業を実施しました。平成27年度も同様の事業を実施し、公募を下記のとおり本日から行います。

#### 記

##### 1. 応募資格

平成27年度内に地区防災計画の作成を予定している地区のある市町村。

##### 2. 応募要領

応募に関しては別添の募集要項を御確認ください。

<応募締切>

平成27年5月15日12時

以上

#### <本件問い合わせ先>

内閣府 政策統括官（防災担当）付  
参事官（普及啓発・連携担当）付  
参事官補佐 長沼 裕史  
主査 桜田 和明  
TEL 03-3502-6984  
FAX 03-3581-7510

## 地区防災計画のモデル地区募集について

平成 27 年 4 月 17 日  
内閣府（防災担当）

### 1 目的

東日本大震災等を契機として、居住者及び事業者（地区居住者等）が自助・共助の精神に基づき、国、地方公共団体等と連携して自発的な防災活動を担う例に注目が集まっており、平成 25 年の災害対策基本法の改正により、地区居住者等による自発的な防災活動に関する計画である地区防災計画制度の法制化につながった。

平成 26 年度は、この地区防災計画制度を広く全国に展開させる観点から、全国から市区町村と連携して、コミュニティレベルでの防災活動に積極的に取り組んでいる地区（モデル地区）を選定し、各地区における地区防災計画の作成、それに基づく防災訓練、防災訓練を踏まえた計画の見直し等を支援し、これらを優良事例として広く PR を行った。平成 27 年度においても、地区防災計画制度を広く普及させる観点から、モデル地区を選定し、各地区の支援をするとともに、優良事例として広く PR することによって、地区防災計画制度の全国展開を図るものとする。

### 2 応募資格

平成 27 年度内に地区防災計画の作成を予定している地区のある市区町村。

### 3 応募要領

応募は、市区町村担当課において、別添様式の応募書類に御記入いただき、それらを都道府県担当課において取りまとめていただいた上で、下記担当まで電子メールで御送付ください。

（提出先メールアドレス・問い合わせ先）

一般財団法人関西情報センター 新事業開発グループ

提出先メールアドレス [nstaff@kiis.or.jp](mailto:nstaff@kiis.or.jp)

電話 06-6346-2981

（本事業全体に関する問い合わせ先）

内閣府（防災担当）普及啓発・連携担当参事官室

電話 03-3502-6984

（応募締切）

平成 27 年 5 月 15 日 12 時

#### 4 対象地区の選定

内閣府は、応募書類を基に、対象とする市区町村（の地区）を選定します。

選定は、市区町村の地区における地域特性、社会特性（例えば当該地域の住民構成等）、過去の災害対応、想定災害、市区町村との連携の状況、計画作成に向けた地区居住者等の準備状況を総合的に勘案して、外部のアドバイザーの意見を踏まえながら実施します。

応募いただいた市区町村（及び取りまとめをいただいた都道府県）に対しては、必要に応じ、補足説明や資料の提出をお願いする場合があります。

結果は、5月を目途に、応募いただいた市区町村及び取りまとめをいただいた都道府県に通知させていただきます。

#### 5 内閣府（防災担当）が選定した地区に対して行う業務内容

内閣府（防災担当）が、調査対象とする地区における地区防災計画の策定に対して行う主な業務内容は以下のとおりです。

- ①地区防災計画の作成、計画に基づく訓練等に対する専門家等による助言
- ②地区防災計画の作成過程について詳述した事例集の作成、事例発表会の開催等により、選定された地区における事例を全国に紹介

なお、内閣府（防災担当）は、必要な業務を民間企業等に委託します。

#### （留意事項）

- ・選定された地区の方々には、2月頃に開催予定である報告会において発表いただく予定です。
- ・書類等を提出いただく場合は、返却いたしません。
- ・地区防災計画制度の趣旨を踏まえ、全国の地域コミュニティの参考となるような情報の提供に御協力いただくようお願いします。
- ・本事業の対象となった場合も、地区防災計画の策定主体はあくまでも当該地区であり、関係手続、調整等は、地区や市区町村において行っていただくことになります。
- ・御不明な点は、上記3の提出先等の問い合わせ先にお問い合わせください。

(様式)

|                           |  |
|---------------------------|--|
| 市区町村名等                    | 市区町村名：〇〇県〇〇市   |
| 御担当                       | 〇〇〇〇<br>〇〇市〇〇課課長補佐   |
| 地区防災計画<br>を作成予定の<br>地区の状況 | 地区名：<br><br>所在地：<br><br>活動の中心となっている組織名及び代表者<br>(複数の自治会、町会等の連合の場合は、すべての名称を記載)：<br><br>支援を受けている学識経験者等 (いる場合のみ)：<br><br>従来活動の概要：<br><br>計画作成の状況 (下記①～③から選択)：<br>①地域での防災活動を進めていく予定<br>②地区防災計画はまだ未作成だが、地域で様々な防災活動が行われている<br>③地区防災計画を作成済みで、見直しを行っていく予定<br>地区の特性・過去の災害経験：<br><br>市区町村との連携の状況 (下記①～③から選択)：<br>①既に市区町村と連携した取り組みを実施している<br>②市区町村と取り組みの相談を始めている (公募前から相談を受けているもの)<br>③地区町村との相談はこれから始める予定 (公募の時に初めて相談を受けたもの)<br>その他の特徴：<br><br>今後のスケジュール<br>(例：計画提案時期等)： |

※行は必要に応じて増やしてください。複数ページに跨っても可。

※必要に応じて参考資料等を添付してください。

## 応募にあたっての主なご質問・問い合わせ事項などへの回答

| 番号 | 質問・確認事項   | 回答  |
|----|---|---|
| 1  | 当該事業では、具体的にどのような支援を行っていただけるのか                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における地区防災計画の作成を行う上で、外部専門家のアドバイスが受けられます。</li> <li>・計画作成の検討のためのワークショップ開催(5回程度)を支援します。</li> <li>・作成された地区防災計画に基づき防災訓練を行っていただく予定であり、これらの訓練費用を負担します。</li> </ul>  |
| 2  | 当該事業の支援において、どのような費用を支援いただけるのですか                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・アドバイスを行う外部アドバイザー(No.6の回答参照)に係る費用。</li> <li>・計画作成に向けたワークショップ会合などの資料作成費、スタッフ経費※。</li> <li>・ワークショップ会合の会場費(なお、可能な限り無償で借り受けられる公的施設を活用していただくようお願いします。)</li> <li>・防災訓練を実施する上で必要な費用を負担します。</li> </ul> <p>※スタッフは、当該委託事業を運営する関西情報センターにて手配します。</p>                   |
| 3  | 防災訓練を実施する上で必要な経費として負担いただける費用とは具体的にどのようなものですか。                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災訓練にてアドバイスを行う外部アドバイザーが出席する場合の旅費等</li> <li>・防災訓練を運営するスタッフ経費※</li> <li>・防災訓練に必要な機材(例:音響設備、訓練に必要なその他機材など)</li> <li>・防災訓練に使用する訓練資料(印刷代)</li> <li>・防災訓練で使用する会場費(なお、可能な限り無償で借り受けられる公的施設を活用していただくようお願いします。)</li> </ul> <p>※スタッフは当該委託事業を運営する関西情報センターにて手配します。</p> |
| 4  | 当該事業で、負担いただけない費用とはどのようなものですか。                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークショップ会合以外で、計画作成のために自主的に住民が集まる場合の会場費、資料作成費</li> <li>・防災訓練に参加される住民の交通費や弁当代など</li> <li>・内閣府が依頼する外部アドバイザー以外の、独自でお願いするコンサルタント費用など</li> </ul>   |
| 5  | 費用負担していただける部分の経費処理などは、地域で行う必要があるのか。                                 | 当該委託事業を実施する、関西情報センターにて経費処理を行います。  |
| 6  | 外部アドバイザーとはどのような方ですか   | 内閣府から依頼しました、地域の防災計画制度の専門家(大学教授等)です。アドバイザーは12名を予定しており、それぞれが担当地区を持ちアドバイスにあたる予定です。   |
| 7  | 地区が独自にコンサルタントなどを依頼して地区防災計画を策定してもよいのですか。また、独自のコンサルタント費用も支援いただけるのですか。 | <p>地区防災計画制度は、「自助」「共助」の精神に基づき地域の住民自らが地域の防災力の向上を図るために必要な計画を自ら作成していただくものとして考えており、このためコンサルタントを活用いただきこれらの助言を受けて作成いただくことも構いません。</p> <p>なお、地区が独自で依頼したコンサルタント費用については、当該事業の支援対象外となります。(対象となるのは、内閣府が依頼した外部アドバイザーに係る部分のみです)</p>  |
| 8  | 応募にあたり既に地区防災計画の作成を開始している必要があるのでしょうか。                                | 現在検討段階であっても今年度内(～平成28年3月)に作成を予定しているものであれば、応募可能です。   |
| 9  | 地区防災計画案を作成中で、まだ市町村への提案していない事案でも応募可能ですか。                             | 今年度内(～平成28年3月)に作成を予定しているというものであれば、応募可能です。   |
| 10 | モデル地区事業として選定され、作成された地区防災計画について、作成後に見直ししてもよいのですか                     | <p>地区防災計画は作成して終了ではなく、作成後にも課題や新たな方策などがわかる場合があるため、その都度見直しを図っていただくことが重要です。</p> <p>また、作成した地域にとどまらず、周辺地域と合同での地区防災計画への見直しや地区間の連携など、地域の防災力向上につながる地区防災計画となるよう努めていただければと考えております。</p>   |
| 11 | 当該事業に応募する上で、市町村との連携は必要不可欠なものですか。                                    | 本事業はモデル事業のため、今後、地区防災計画を作成する他の市町村の参考となる取組であることから、作成段階から市町村役場も密に連携をとっていただければと考えております。   |
| 12 | 地区防災計画の作成にあたりモデルとなる地区はあるのですか。                                       | <p>平成26年度もモデル地区事業を行っており、当該地区の取組は地区防災計画に係るホームページ(以下URL参照)に掲載予定です。</p> <p><a href="http://www.chikubousai.go.jp/">http://www.chikubousai.go.jp/</a></p> <p>また、選定された地区間での意見交換や各種交流が行われることも期待しています。</p>   |

【平成27年度地区防災計画モデル事業】

|    |  |  |
|----|--|--|
| 13 | 当該事業の外部アドバイザーの方に、地区防災計画のひな形・案を作成していただけるのですか                            | 地区防災計画の作成については、当該地域の住民が作成の主体です。外部アドバイザーは作成にあたり、助言などを行います。<br>また、地区防災計画の作成にあたり、住民間での意見調整や市町村役場との連携についても、地域の住民の方に取り組んでいただく必要があります。   |
| 14 | 地区防災計画の作成にあたり、市町村役場が案を地区に提示しても構わないのですか。                                | 地区防災計画制度は、「自助」「共助」の精神に基づき地域の住民自らが地域の防災力の向上を図るために必要な計画を自ら作成していただくものとして考えております。これらを踏まえ、地域住民による地区防災計画の作成に向けて市町村役場においても助言・協力を行っていただければと考えております。  |
| 15 | 地域住民には、当該地域に事業所などを構える事業者なども含まれるのですか。                                   | 当該地域に事業所を構える事業者も、地域住民に含まれます。<br>これらの事業所などの方も、地域住民として地区防災計画作成に参画いただければと思います。  |
| 16 | 地区防災計画の主体となる地区には例えばマンション一棟でも対象になりますか                                   | マンション一棟での地区防災計画も対象となります。   |
| 17 | 複数の自治会・町内会などが連合して、一つの地区として地区防災計画を作成する場合も対象となるのですか                      | 複数の自治会・町内会が一つの地区として地区防災計画を作成するものも対象となります。  |
| 18 | 地区防災計画を作成するにあたり参考となるものはありますか   | 内閣府において平成26年3月に「地区防災計画ガイドライン」を公表しておりますのでそれらを参照願います。<br>また、ガイドラインは地区防災計画に係るホームページ(以下URL参照)に掲載しておりますのでそちらをご覧ください。<br><a href="http://www.chikubousai.go.jp/index.html">http://www.chikubousai.go.jp/index.html</a> |
| 19 | モデル地区に選定されるのはいくつですか。<br>またいつごろ対象がわかるのですか。                              | 平成27年度は20地区です。<br>選定されたか否かは、5月中を目途に市町村・都道府県を通じて通知する予定です。   |
| 20 | モデル地区の選定はどのように行われるのですか。  | 応募要項「4. 対象地区の選定」のとおり提出様式に基づき、市町村の地区における地域特性、社会特性、過去の災害対応、想定災害、市町村との連携の状況、計画作成に向けた地区居住者等の準備状況を総合的に勘案して、外部アドバイザーの意見を踏まえながら選定されます。  |
| 21 | 対象地区の選定において勘案される「社会特性」とは、どのようなものを想定されていますか。                            | 例えば、都市型、郊外型のような社会特性が想定されているほか、地区内の地区居住者等、要配慮者(高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者)等の状況、昼間と夜間の人口の違い、地区居住者の集住・散在の居住状況(外国人等)などが考えられます。   |
| 22 | 同一市町村で複数の地区から応募を行ってもよいのですか   | 複数の地区から応募していただいても構いません。  |
| 23 | 平成26年度事業のモデル地区が応募してもよいのですか。  | 平成26年度事業のモデル地区から応募していただいても構いません。   |
| 24 | 様式以外にも説明を補足するための資料などを添付してもよいのですか。                                      | 様式記載事項の補足説明に必要な資料は添付いただいても構いません。<br>審査の際にわかるように様式内と資料にそれぞれ資料番号するなどお願いします。<br>また、当該資料は電子媒体形式(PDF化など)で提出願います。  |
| 25 | 当該事業は、来年度以降も続くのでしょうか   | 28年度要求に関しては、現時点で未定です。  |
| 26 | モデル地区の地区防災計画は、今後作成していく地域のモデルとしてその作成状況について公表されるといことですがどのような内容が公表されるのですか | モデル地区の取組については、内閣府ホームページ(地区防災計画ホームページ)での公表や、2月に予定している報告会で発表などで公表されます。   |